

就労証明書(勤務等に関する証明書) (大都市向け標準的様式)

台東区長 宛  
台東区教育委員会 宛

①証明書発行事業所名		⑥証明日(西暦)	年	月	日
②証明書発行事業所住所		⑦記入内容の問合せ先	担当部署		
③証明書発行責任者氏名			担当者名		
④証明書発行責任者役職			電話番号		
⑤押印			メールアドレス(任意)		

下記の内容について、事実であることを証明いたします(ただし、発行者が証明日時点で把握している情報に限る)。

No.	項目	記入欄
1	フリガナ	社員番号等(任意)
	本人氏名	
	本人住所	

本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合含む)に関する項目

2	就労状況・予定	現在の就労状況		1. 就労中 2. 産休・育休中 3. 就労予定(転職が内定している者含む) 4. その他( )			
		単身赴任 ※予定含む	1. 無 2. 有	赴任期間	西暦	年	月
3	主な就労先事業所名 ※①と異なる場合は記入	主な就労先住所		主な就労場所	1. 自宅内 2. 自宅外		
4	主な就労先住所 ※②と異なる場合は記入						

本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目

※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就労就業規則の内容に関する事項を記入ください。

5	給与形態/金額	給与形態 ※賞与一時金、通勤手当を除いた給与額(税・社会保険料等の控除前の額)	1. 年俸 2. 月給 3. 日給 4. 時間給 5. その他(歩合等)( )	金額(円)		
6	就労形態	役員・自営業主	1. 役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等) 2. 自営業主(個人事業主)			
		被用者	3. 正規の職員・従業員 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. パート・アルバイト			
		その他	7. 家庭内職者 8. 家族従業者(自営の協力者) 9. その他( )			
働き方	1. 固定の労働時間制 2. 変形労働時間制 3. フレックスタイム制 4. 事業場外労働のみなし労働時間制 5. 裁量労働制 6. その他( )					
7	就労時間 ※休憩時間含む	就労日数	月	日		
		日	時間	分(うち休憩時間)	分	
8	就労時間帯 ※フレックスタイム制、裁量労働制の場合は標準的な就労時間帯を記入	平日	時	分 ~	時	分
		土曜	時	分 ~	時	分
		日曜	時	分 ~	時	分
9	就労日	1. 月 2. 火 3. 水 4. 木 5. 金 6. 土 7. 日 8. 祝日 9. 不定				
10	契約期間 ※契約締結日ではなく、就労開始(予定)日を記入 ※有期の者は終期も記入	(有期契約の場合)契約の更新の有無	1. 有 2. 無			
		就労開始日(入社日等、働き始めた日)	契約満了日 ※有期の場合は記入			
		西暦	年	月	日 ~ 西暦 年 月 日	

※2ページ目(裏)に続く

申請者の就労実績に関する項目 ※契約・規則上の時間・金額ではなく、実際に働いた時間・支給額の「実績」を記入ください。

11	直近3か月の 就労実績 (産前休暇前の)	年・月	i 西暦	年	月	ii 西暦	年	月	iii 西暦	年	月	
		就労日数 ※有給休暇取得日数含む				日				日		
		給与支給実績 ※賞与一時金、通勤手当を除いた給与額 (税・社会保険等の控除前金額)				円				円		

育児に関する休暇・短時間勤務制度に関する項目

12	産前・産後休暇の 取得(予定)期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日	
13	育児休暇の 取得(予定)期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日	
14	復職予定日 ※発行会社で産休中・ 育休中の者のみ						入所が内定した場合の 育児休暇の短縮可否	1.可 2.否			
15	短時間勤務制度の 利用予定と 期間中の就労時間 ※利用(予定)時間、 期間中就労時間は申 請者利用時のみ記入	入所以降の短時間勤務制度 の利用予定		1.有 2.無 3.未定		短時間勤務制度の 利用終了予定期日		西暦	年	月	日
		制度利用(予 定)期間中の 就労時間帯	平日	時	分	～	時	分	うち休憩	分	
			土曜	時	分	～	時	分	うち休憩	分	
			日曜	時	分	～	時	分	うち休憩	分	

保育士等(保育士、幼稚園教諭又は保育教諭)としての勤務実態の有無

16	保育士等としての 勤務実態の有無	1.有 2.無									
備考											

その他の項目(台東区独自欄) ※証明書記入担当者の方がご記入ください。

17	育児休暇の短縮・延長 の同意	No.13の育児休暇の取得(予定)期間終了前であっても、保育所入所の内定があった場合には育児休暇を短縮し、保育所入所月内に職場復帰させることに同意します。							1. 同意する 2. 同意しない		
		No.13の育児休暇の取得(予定)期間終了後については、育児休暇(に準ずる措置)を延長し、保育所入所の内定があった場合には、保育所入所月内に職場復帰させることに同意します。							1. 同意する 2. 同意しない		
18	就労時間(No.7)を 超える残業の有無	1.有 2.無		※1.有の場合は直近3ヶ月分の実績を証明できるもの(タイムカード、出勤簿の写し等)を添付してください。							

※就労証明書様式、記入要領は台東区のHP(<https://www.city.taito.lg.jp>)よりダウンロードができます。

**\*注意事項\***  
 ・就労証明書(勤務等に関する証明書)の有効期限は、発行日から3か月です。発行日の記載のないものは無効です。  
 ・証明書は、事業所の方がすべて記入してください。(自営業の場合は、ご自身で証明ください。)  
 ・訂正箇所については、発行責任者の印で訂正印を押印してください。  
 ・証明内容については、事業者の発行責任者の方に照会させていただく場合があります。  
 ・証明内容が事実と異なる場合は、保育所内定の取り消しや、保育の実施を解除することがあります。

台東区役所児童保育課保育相談係 TEL 5246-1234

＜保護者記入欄＞

◎産休・育休取得中の方は確認欄に○をつけ、署名欄に署名、捺印(省略可)をお願いいたします。

		確認欄
育児休暇の取得期間(No.13)終了前であっても、入所が内定した場合の育児休暇の短縮可否(No.14)が可となっている場合には、保育所入所の希望はできますが、内定があった場合には育児休暇を短縮し、保育所入所月内に職場復帰することが条件になります。		理解しました
育児休暇の取得期間(No.13)終了後であっても、事業所の育児休暇延長の同意(No.17)があれば、育児休暇の取得期間(No.13)終了後も育児休暇を延長し、育児休暇中であるとみなしますが、保育所入所の内定があった場合には、保育所入所月内に職場復帰することが条件になります。		理解しました
派遣社員等、復帰先が未定の場合でも育児休暇明けとなりますが、同一事業所において復帰することが前提となっているため、派遣元が変更になった場合や派遣先が見つからず入所月中に復帰できなかった場合には、内定取消または退園となります。		理解しました
保育所の入所が内定した場合には、入所月中に必ず同一の事業所に復職し、必ず「産休・育休復帰確認書」を区役所に提出します。		理解しました
※2歳及び3歳クラスまでの保育園の卒園児の申請の場合 上記の保育園を卒園後、別の保育園へ入所した際に、下の子の出産により育休中の方は、下の子が1歳になる年の年度末までであれば、育休中のままその保育園へ通わせることができます。 上記の内容を理解し、入所月中に同一の事業所に復職できない、または復職しない場合は、内定取消または退園となることに同意します。		
年	月	日
保護者氏名		印
(記名押印に代えて署名することができます)		